

◎新潟県告示第1240号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成29年11月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	11者	則清堅田211番ほか164筆 17.4ha
胎内市	9者	八幡川原917番1ほか137筆 17.0ha
聖籠町	1者	二本松川田2391番1ほか8筆 1.0ha
新潟市	24者	北区横井中郷海老510番ほか343筆 29.6ha
三条市	5者	井栗梅田乙358番2ほか50筆 6.6ha
見附市	2者	漆山町二軒寄合2178番ほか3筆 2.3ha
小千谷市	1者	片貝町中原9051番2ほか9筆 0.8ha
十日町市	14者	松之山松口下原1297番ほか99筆 9.9ha
津南町	1者	上郷宮野原8829番1ほか3筆 0.7ha
上越市	4者	清里区馬屋前田715番ほか30筆 3.4ha
糸魚川市	1者	梶屋敷藤ノ木867番1ほか3筆 0.4ha
佐渡市	10者	金井新保東道崎67番ほか52筆 7.1ha
合 計	83者	913筆 96.2ha

2 認可年月日

平成29年11月27日